

参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和6年度予算政府案)

令和6年1月

財務省主計局

【 目 次 】

	頁		頁
(1) 【内閣府】 特定地域づくり事業推進交付金	1	(17) 【厚生労働省】 診療報酬（調剤報酬）	17
(2) 【内閣府】 人道救援物資備蓄経費	2	(18) 【農林水産省】 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し	18
(3) 【内閣府】 警察情報通信基盤整備事業	3	(19) 【農林水産省】 農業農村整備事業（汎用化の効果）	19
(4) 【デジタル庁】 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化	4	(20) 【農林水産省】 【国土交通省】 戦略的・機動的な海岸事業の推進	20
(5) 【総務省】 デジタル活用支援推進事業	5	(21) 【農林水産省】 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等	21
(6) 【外務省】 在外公館の運営	6	(22) 【経済産業省】 コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業	22
(7) 【外務省】 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所	7	(23) 【国土交通省】 都市構造再編集中支援事業	23
(8) 【財務省】 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	8	(24) 【国土交通省】 河川の掘削土砂の有効活用	24
(9) 【文部科学省】 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）	9	(25) 【国土交通省】 道路事業等	25
(10) 【文部科学省】 各事業におけるステージゲート等の実態調査	10	(26) 【国土交通省】 特定離島港湾施設等の維持管理	26
(11) 【文部科学省】 伝統文化親子教室事業	11	(27) 【国土交通省】 戦略的なプロモーションの実施（JNTO運営費交付金を含む）	27
(12) 【厚生労働省】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金	12	(28) 【環境省】 海岸漂着物等地域対策推進事業	28
(13) 【厚生労働省】 就職支援ナビゲーター等	13	(29) 【防衛省】 医薬品の調達方法等	29
(14) 【厚生労働省】 生活困窮者自立相談支援事業等	14	(30) 【防衛省】 民間船舶の運航・管理事業	30
(15) 【厚生労働省】 障害福祉サービス（共同生活援助）	15	【参考】 令和5年度予算執行調査の6年度予算案への反映額一覧	31
(16) 【厚生労働省】 介護サービス事業者の経営状況等	16		

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(1) 特定地域づくり事業推進交付金	共同	(関東財務局)	560	560	-	-
事案の概要	地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ることにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るもの。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 制度活用における課題

人口急減地域を対象とした制度であるため、当該地域外からの派遣職員の確保が重要と考えられるが、内閣府等においても、地域特性に応じた好事例を含め、移住支援施策と絡めて本制度の周知を推進することなどが考えられる。

併せて、限られた予算を今後より多くの組合が活用できるよう、派遣職員の稼働実績を踏まえた交付決定を行うことなども考えられる(例えば、現在、既存組合に対して、派遣職員数の見込みを基に、年度当初に交付決定を1回行っているが、交付決定を年2回行い、2回目に上記実績を考慮)。

2. 事業の持続可能性(収支面)

都市部と比較して派遣職員の確保には一定の限度はあるものの、赤字の組合は、収支を改善させる取組を検討し、自治体は、組合の収支状況等について助言・指導(「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」第15条)の上、フォローアップすることが考えられる。

3. 評価に当たっての指標

内閣府等は、本制度の目的を踏まえ、例えば、派遣職員の「稼働実績」や当該地域への「定着度合」(直接雇用を含む定住)等も把握・勘案した上で、評価を行うようにすべきではないか。

反映の内容等

1. 制度活用における課題

本制度の周知の推進については、例年開催している移住支援施策も含めた地域づくりに係る自治体向けの説明会において、収集した好事例の周知を図る。

また、現在、派遣職員の雇用見込み人数を基に交付決定を行っているが、令和6年度より交付申請時点で具体的な雇用見込みのある(雇用済み・内定済み等)人数を基に交付決定を行った上で、派遣職員を増員する際には、随時、交付決定の変更手続きを行い、限られた予算を適切に執行する。

2. 事業の持続可能性(収支面)

令和5年度に実施している「特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究」において、各組合の収支状況について分析を行う予定としている。収支の状況や特徴について分析を行い、自治体に対し、赤字となる要因やその対策等について情報を提供するとともに、必要に応じて運営に関する助言等を行う。

3. 評価に当たっての指標

本制度の目的を踏まえ、現在の移住者等の地域づくり人材を確保するために必要な雇用の場(組合数)及び地域経済を支える事業者数(派遣先となる組合員数)を成果目標とすることを基本とするが、今後の地域の安定的発展の観点からは、「定着」の視点も重要であるため、「退職後の派遣職員の当該地域での定着率(退職時点)」の把握も行いつつ、人口急減地域における地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図る。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 人道救援物資備蓄経費	本省	—	142	119	▲22	—
事案の概要	国際連合等から国際連合平和維持活動等に係る物資協力要請を受けた際、迅速に供与できるよう、あらかじめ人道救援物資を調達・備蓄するための経費である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 救援物資の早期調達

備蓄救援物資が著しく減少している状態は、物資協力の実施に支障を生じかねないため、極力早期に解消すべきであり、

(1) 円滑な物資協力を実現する観点から要請元の国際機関が求める基準に即したものとなっている必要があるところ、この基準に適合する市場流通品が存在している救援物資については、調達に日数を要する完全受注生産品によらず、市場流通品を活用して調達期間の短縮を図るべき。

(2) 救援物資の調達に当たっては、一般競争入札を原則的な方法としつつも、例えば、備蓄が一定数量を下回り、物資協力の著しい支障が認められる場合などに限定した緊急随契の採用の検討など、早期調達方法について不断の見直しを行うべき。

2. 救援物資の相互融通

(1) 既に、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(以下「PKO法」という。)には国以外の者に物資融通の協力を依頼することを可能とする規定があるが、その活用が図られているとは言い難いことから、当該規定の活用に向けた取組を進めるべき。

国以外の者に物資融通を依頼するに当たっての課題に対しては、より高いレベルでの検討・決定によることも視野に取組の検討を行うべき。

給水容器など仕様に差異が少ないと考えられる物資については、早期調達に資する観点からも、他の機関との仕様の統一化が図られるよう検討を行うべき。

(2) 国連人道支援物資備蓄庫(以下「UNHRD」という。)相互融通制度は迅速な物資協力を実現するための手段となり得ることから、当該制度の利用について検討すべき。

反映の内容等

1. 救援物資の早期調達

(1) 市場流通品の中で、給水容器のみ国際基準に合致するものの存在が確認できた。日本のプレゼンスを示すために不可欠な日章旗を貼付するための追加加工が必要であるが、数量等に応じて完全受注品の調達と比較し速やかに行える場合は、市場流通品を活用することとした。また、物資の調達日数を要する一因である公的検査機関における毎度の物性検査について、過去の検査報告書も有効にすることで、調達期間の縮減を図ることとした。

(2) 救援物資の調達は、公共調達における原則どおり、一般競争入札にて実施しているところである。緊急随契については、国際機関の要請に基づく物資譲渡後の備蓄数及び調達中の物資の納品予定など予算の執行状況を踏まえつつ対応することとした。また、仕様書の検討・作成の着手を早めるなどにより、予算成立後速やかに契約を締結できるよう、早期調達を図ることとした。

2. 救援物資の相互融通

(1) 国は平素から物資の調達・備蓄を実施しており、PKO法第31条は、国のみでは対応できない事態が生じた場合に国以外の者の協力を得るためのものである。そのため、依頼の予測が難しく、協力を行う者にとっても事前の準備は難しいと考えられるが、必要に応じて国際援助を行っている機関等と仕様についての情報も含め共有を図ることとした。

(2) UNHRD相互融通制度は、各ドナー団体が保管する物資を有償で融通し合うものである。関係機関に確認する限り、①日本のプレゼンスを示す日章旗の貼付は推奨されない、②実際に案件が生じた場合に調整に時間と手間を要し実効性に乏しい等との見解もあり、当面の利用は難しいと考えられるが、今後も利用の必要性が生じた場合は、その活用を検討することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(3) 警察情報通信基盤整備事業	本省	—	5,906	6,520	613	—
事案の概要	<p>民間の携帯電話通信網であるスマホ等を用いたPⅢ（ポリストリプルアイ）が令和元年度から導入され、警察独自の通信網である「車載通信系」（パトカー等に搭載）と関係が可能となった。①PⅢのスマホがしっかりと活用されているか、②民間通信網を用いることにより警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか、といった視点から調査を行った。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 新規導入したPⅢ（スマホ）の活用状況がどうなっているか。</p> <p>全国の地域警察官（警察署）にアンケート調査を行った結果、PⅢ（スマホ）の活用は進んでいるが、音声通話機能については、<u>顔認証システムの不便さ等がネックとなって活用が進んでいないことが判明した</u>。このため、こうした不便さの解消を図ることで、警察無線からスマホ等への切り替えを進めていくべきである。</p> <p>2. PⅢの民間通信網を用いることにより、警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか。</p> <p>PⅢの民間通信網への警察通信網（車載通信系）からの置き換え可能性について調べると、</p> <p>① 「補助中継所」の通信エリアは、理論値上、その全てがPⅢの民間通信網のエリアに含まれていることが判明した。このため、<u>更新期においては現地調査を行って民間通信網の通信状況を実地確認の上、問題がなければ「補助中継所」を廃止すべきである</u>。</p> <p>② 総務省の電波遮へい対策事業等により移動通信用中継施設（民間通信網）の整備が進められている。このため、同事業等による整備が済んだトンネルの「トンネル中継所」については廃止すべきである。</p> <p>さらに、警察通信網（署活系）についても、<u>一定程度PⅢの民間通信網のエリアに含まれていることが想定される場合は、現地調査を行って通信状況に問題がなければ廃止し、民間通信網への置き換えを図っていくべきである</u>。</p>	<p>1. 新規導入したPⅢ（スマホ）の活用状況がどうなっているか。</p> <p>将来を見据えた警察通信インフラの整備・運用に係る基本方針として、新たにPⅢ（スマホ）を主たる警察通信に位置付けるとともに、<u>次期PⅢ（スマホ）に係る機能改善について引き続き検討を進めていく</u>。</p> <p>2. PⅢの民間通信網を用いることにより、警察独自の無線中継所等をどの程度廃止できるか。</p> <p>(1) 補助中継所 民間通信網の通信状況を考慮し、PⅢにおいて使用可能である民間事業者網のサービスエリアに含まれている範囲に設置している<u>補助中継所を廃止するなどの見直しを引き続き検討していく</u>。</p> <p>(2) トンネル中継所 民間通信網の通信状況を考慮し、PⅢにおいて使用可能である民間事業者網の通信が確保されているトンネル内に設置されている「<u>トンネル中継所</u>」を廃止するなどの見直しを引き続き検討していく。</p> <p>(3) 警察通信網（署活系） 無線機（署活系）の現有機に係る減耗更新を行う予定だったが、PⅢへの機能統合を行うものとして計画の変更を検討しており、現在、PⅢで代替する場合の運用面に係る問題点の整理等のため、<u>複数の県警察において実証実験を行っているところである</u>。</p>

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
デジタル庁	(4) 補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化	本省	—	481,188	480,327	▲861	—
事案の概要	デジタル化による国民の利便性と行政の効率化を実現するため、情報システムの内製化（政府内部人材による内部開発）を一部事業で推進している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 内製化すべきシステムや工程の選定基準の確立と優先順位付け

内製化は国民向けサービスや突発的な災害対応等、機動性や柔軟性が求められるものや、政府内にナレッジを残す必要性の高いものを対象に推進する。また、企画や要件定義、開発など高付加価値の工程を優先的に内製化し、トータルコストの削減効果が大きいものから、安全性等に留意の上、優先的に取り組む。

2. 政府情報システムの共通化の徹底

デジタル化による行政サービスの向上と、システムの運用等経費削減等の行政の効率化のためにも、デジタル庁がシステム全体の最適なアーキテクチャを描き、システムの共通化やその利用を徹底する。こうした取組を通じて、内製化すべき対象の絞り込み、内製化のための限られたリソースの有効活用にもつなげる。

3. 内製化や共通化の効果の定量化

費用削減効果等の大きなところから内製化や共通化に取り組むためにも、内製化や共通化の効果測定やデータの蓄積、分析を推進する。また、トータルコストで費用対効果を比較するためにも、人件費を含めた管理会計も適切に実施する。

4. 内製化を拡大する環境構築

内製化に起因するリスクを排除しつつ、府省庁や地方自治体にも適切な内製化を展開するためにも、政府の標準的な内製化フレームワーク（ツールやドキュメント等）の開発や、専門人材の採用や育成、専門人材が活躍できる業務環境や組織文化の構築等を進める。

反映の内容等

1. 内製化すべきシステムや工程の選定基準の確立と優先順位付け

デジタル庁は、内製化の範囲拡大と体制整備を実施し、中核プロジェクトや緊急サービスを想定し選定基準等の検討を含め、まずは5つのプロジェクトについて内製化を進めることとする。

2. 政府情報システムの共通化の徹底

デジタル庁は、国の情報システムの統括・監理等により、国の情報システムの統合・共通化を促進し、民間システムとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進することとしており、情報連携を行う基盤システムの抜本的見直しに引き続き取り組むこととする。

3. 内製化や共通化の効果の定量化

デジタル庁は、利便性の向上・運用経費の削減・行政の効率化を図りつつ、システム予算の投資対効果を可視化する仕組みを今後検討する。

4. 内製化を拡大する環境構築

デジタル庁は、専門人材の採用や育成、内製化を拡大するため、開発環境整備を引き続き実施する。また、新規入庁者研修や対話ツール、定期庁内全体会議を通じて、共通の価値観及び組織文化の構築等を引き続き進める。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(5) デジタル活用支援推進事業	共同	(関東財務局)	(参考) 5年度補正(第1号) 2,099	—	—	—
事案の概要	本事業は、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスのスマートフォンでの利用方法等に関する講習会等を実施する団体に対して、執行団体を通じその活動に要する経費に対して間接補助を実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 実施メニューについて

応用講座において実施回数の大部分を占めている1回限りの手続や時限的なメニューについては、今後受講ニーズの低下やメニュー自体が不要となることが見込まれる。各メニューについて受講ニーズの精査を行った上で、改廃や内容の見直しを行う等、ニーズに対して適切な事業規模での実施とするよう努めるべき。

2. 実施主体の棲み分けについて

地域連携型については、全国展開型に比べてコストが高いことに加え、既に多くの自治体において自治体独自財源等により行われているスマホ講座等や、同じ自治体内における携帯ショップ独自の取組等との重複的な取組が確認された。総務省においては、自治体等の取組についてもその実施状況を把握し、地方自治体・民間事業者単独事業との棲み分けや負担の在り方について整理した上で、国が事業を行うべき対象領域について検討すべき。

3. 予算執行の効率性について

特に全国展開型においては、コロナ禍であったとはいえ1コマ当たりの受講者数が少ないなど、一部非効率な執行が確認された。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した状況も踏まえ、一定程度の受講者数を確保できるよう、制度面や運用面での工夫により、可能な限り効率的な執行となるよう努めるべき。

反映の内容等

1. 実施メニューについて

令和5年度補正の計上に当たって、調査・研究事業により高齢者の関心が高いと判明した防災や年金等に関する講座を新設する一方で、時限的なメニューを廃止することとし、今後の受講ニーズを総合的に勘案して、予算措置した。

2. 実施主体の棲み分けについて

地域連携型について、携帯ショップではスマホの基本的な利用方法を扱う基本講座が独自で実施されていることや自治体においても基本講座を主として講習会が独自に実施されていることを踏まえ、今後の予算執行に当たって、対象地域に関して、携帯ショップがない地域に限定し、さらに、対象講座に関しても、自治体において講習会が独自で実施されている地域においては、応用講座のみに限定することとしている。

3. 予算執行の効率性について

予算執行の効率性を図るため、全国展開型について、事業実施団体に対して、定員数の増加など1コマ当たりの受講者数の増加を図るよう要請したほか、自治体に対しても、広報紙等への掲載を依頼した。

※なお、本事業は、令和6年度予算案に計上されていない。
(上記「5年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)
※本事業は、令和5年度補正(第1号)のほか、令和2年度から令和4年度において予算措置している。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(6) 在外公館の運営	本省	—	161,197の内数	171,246の内数	10,049の内数	▲11
事案の概要	外務省では、外国において相手国政府との交渉、邦人の保護、情報収集等の事務を行うため、在外公館を計231公館設置している。在外公館は、相手国政府・国際機関との意思疎通に加え、地理的に離れた東京の外務省本省とも密な連携の下で業務遂行が求められる。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）

会議におけるオンラインツールの活用は、外国出張による移動コストや事務コストが大幅に低下することにより、相手国政府・国際機関などの外交相手や在外公館・本省間のコミュニケーションにおいて交流頻度が上がり、国際的な連携が求められる外交活動の実施の効果向上が見込まれる。

外交相手との人間関係構築など、対面会議と比べた弱点にも留意しながら、会議の性質・目的に応じて活用を推進することで、より効果的・効率的な外交実施に繋げるべき。

特に、出張を伴い対面で実施されていた、在外公館担当官会議をはじめとする遠隔地間の組織内部の会議は、オンライン実施とする余地が大きく、頻度高くより密な情報交換を行いながらも外国旅費の有効活用を図る観点から、特に積極的にオンライン開催を検討すべき。

2. 在外公館における会計・経理事務の合理化

在外公館における、効率的・効果的な業務執行、予算執行に向けて、会計・経理事務の事務負担の軽減や業務の不断の合理化を図っていくべき。

特に、在外公館における会計関係の本省との手続きについては、すべからず公電手続きを要する現在の運用には、現代において合理的な理由を確認できず、事務の省力化を検討すべきではないか。

また、在外公館から本省に対し証拠書類等（計算証明書類）の原本を郵送する運用については、事務コスト、送料コストを減らす観点から、電子的な提出を可能とすべく見直しの余地がないか、関係機関との協議を含め検討を行うべきではないか。

反映の内容等

1. オンライン会議の活用（外国旅費執行の在り方）

外国出張や各種会議の在り方として、会議の性質や目的に応じた実施形式や人数の見直しのほか、優先順位を踏まえた効率的な予算執行を行うこととしている。今般、更に内容を見直した結果、在外公館担当官会議をはじめとした組織内部の会議や研修においては、オンラインツールを活用することで、会議費等に伴う外国旅費などの経費のうち、対面で実施する一部のものについては、令和6年度予算案に計上しないこととした。（反映額:▲11百万円）

今後もオンラインツールが活用可能と判断される場合には、その内容に応じて積極的に活用するなど、外交活動の質を一層高めるための措置を引き続き進めていくこととしている。

2. 在外公館における会計・経理事務の合理化

DX推進及び業務合理化等の観点から、事務の省力化や会計担当官等の事務負担軽減を図るための方策について、令和9年度運用開始予定の次世代在外経理統合システムの活用を含めて検討を行っているところである。

また、在外公館から本省に対する証拠書類等（計算証明書類）の電子的な提出については、関係機関と協議を行い、原本として電子的な提出をすることが可能であることが確認された。

ただし、現行システムでは電子的な提出に対応できないことから、次世代在外経理統合システム構築時に当該機能を備えることで対応することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ局 財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(7) 広報文化センター及び国際交流基金海外事務所	本省	—	13,225の内数	12,092の内数	▲1,132の内数	—
事案の概要	広報文化センター及び独立行政法人国際交流基金(JF)海外事務所は、世界各地に設置され、政策広報や国際文化交流事業を実施している。(以下、広報文化センター及びJF海外事務所を合わせて「センター等」という。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層について

活動分野やターゲット層について、より対象を絞り込むことで、戦略的・効果的な広報を行う余地について、検討が必要である。

2. 広報文化活動における設備の稼働状況等について

講堂・ホール等の稼働状況はコロナ以前から低調なものも見られ、要因の特定と有効活用を検討すべき。

3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報について

コロナ禍で対面広報に制約が生じた中、センター等ではオンライン・SNSの活用が進み、SNSのフォロワー数等を大幅に伸ばしたところも見られる。先進事例を積極的にセンター等の間で共有し、好事例を横展開していくべき。

4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組について

事業の広報効果の改善やコスト節減に向け様々な取組が見られる。好事例の横展開を一層進め、より戦略的・効果的な広報を推進していくべき。

反映の内容等

1. 広報文化活動の重点分野・ターゲット層について

センター等において、若年層やこれまで日本への関心が高くなかった層を対象として、若者に人気の音楽グループやアーティストの招へいを行うなど、対象を絞り込み、新たな層の取り込みに引き続き努めていく。

2. 広報文化活動における設備の稼働状況等について

センター等において、広報文化活動に加え、会議、在外選挙説明会等の文化交流事業以外も実施しているほか、独立行政法人国際協力機構(JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)等周辺にホールを持たない法人への貸出し(共催事業)も行い、有効活用を引き続き図っていく。

3. オンライン・SNSを通じた効率的・効果的な広報について

センター等において、現地インフルエンサーと協力した広報活動を進め、SNS登録者数やオンライン事業への参加者を増やしているほか、そうした好事例の関係者間の共有に引き続き努めていく。

JF海外事務所が作成したYouTube動画に別のJF海外事務所が現地語を付けて配信、関連イベントも実施して、多くの参加者が集まった。

4. 効率的な事業実施や広報効果の向上のための取組について

一部のJF海外事務所ウェブ分析や広報専門人材を採用し、その知見を活かして効果的なオンライン広報を実施することでSNSのフォロワー数増加につなげるとともに、JF本部が中心となり、全JF海外事務所とオンライン会議を実施して好事例の横展開を図るなど、より戦略的・効率的な広報を引き続き推進していく。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(8) 確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	本省	—	2,059	2,053	▲6	▲27
事案の概要	<p>確定申告者数は増加傾向にあり、特にe-Tax等を利用したICT利用人員が増加している。 税務署などの申告会場への来場者数は減少傾向にあるとはいえ、確定申告期には多くの納税者が相談に来ることから、税務署においては署内に申告会場を設置するほか、単独又は他署と合同で署外に申告会場を設置して対応している。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 署外会場の維持の妥当性

e-Taxへの移行による来場者数の減少傾向を踏まえ、合同会場化等が可能と考えられる7会場については、他署との調整や署内スペースの確保ができ次第、合同会場化等を順次進めるべきである。

また、それ以外の5会場についても合理化の検討を進めるべきである。
 なお、合同会場化等を行う場合には、来場者の利便性を損なうことが無いよう、配慮を行うべきである。

2. 受入見込人数の妥当性

受入見込人数を適切に見込むことにより、これらの会場がより小規模な会場へ移行できるかどうかは、交通アクセス等の要素を踏まえた検討を行う必要がある。

しかしながら、近年のe-Taxへの移行が進んでいる状況を踏まえ、超過幅が40%を超える22会場においては早急に受入見込人数を適切に見込み、適切な規模の会場を選定するよう改善を求める。

また、同30%を超え40%以下の23会場についても同様に検討を進めるべきである。

3. 署外会場の準備期間の妥当性

経費の妥当性を確保するためには、毎年度、準備期間の適正性の検証を行う等の改善を行う必要がある。

検討が不十分な5会場については、早急に準備期間の短縮の方向で見直しを行うべきである。

反映の内容等

1. 署外会場の維持の妥当性

合同会場化等が可能と考えられる7会場のうち5会場及び検討を進めるべき5会場のうち4会場の計9会場について合同会場化等を実施予定である。

また、改めて検討を行ったところ、更に5会場の合同会場化等を実施予定である。(反映額:▲27百万円)

2. 受入見込人数の妥当性

超過幅が40%を超える22会場、同30%を超え40%以下の23会場については、e-Taxへの移行状況も踏まえながら、今後、受入見込人数の分析などを通じて、適切な規模の会場の選定に向けて検討を行う予定である。

3. 署外会場の準備期間の妥当性

署外会場の準備期間の検討が不十分な5会場については、準備期間の適正性を検証した上で、準備期間を短縮する方向で見直しを実施予定である。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(9) 少子化社会を支える私立大学の支援の在り方(私学助成)	本省	—	297,566	297,800	234	—
事案の概要	日本の18歳人口は30年間で約5割減少しており、私立大学全体で見て入学者数が入学定員を下回る状況も生じるなど、私大等(私立大学、私立短期大学をいう。以下同じ。)を取り巻く環境は厳しさを増している。私大等に対する国の制度や支援の在り方が、各私大等に積極的・戦略的な経営判断を促していくものとなっているか検証するため、私大等に対する調査を実施した。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 定員管理について

収容定員充足率(学生現員数/収容定員数)が9割未満の私大等のうち、同充足率を改善するための具体的な対応策を策定していない私大等は4割を占める。また、同充足率が9割未満の私大等のうち、学部の新設・再編に当たって既存の学部の廃止・縮小を検討していない私大等は2割存在。

文部科学省は、定員規模適正化に向けた指導・助言を徹底すべき。補助の要件として、定員規模適正化に向けた具体的な対応策の策定を求める等、経常費補助金の配分を見直すべき。また、私大等自身が定める対応策の進捗をフォローアップしていくべき。学部の新設・再編に係る認可や財政支援に当たり、スクラップ・アンド・ビルドを含めた検討を行っているかどうかも考慮すべき。

2. 外部資金の獲得について

外部資金の獲得に向けた計画を策定していない私大等は6割を占める。2割は策定の検討もしていない。

外部資金の獲得に向けた計画の策定等について、好事例の横展開等を通じて私大等の取組を後押しすべき。経常費補助金の配分に当たっては、学問分野や学校規模等の違いに留意しつつ、資金調達の多様化に取り組む私大等を高く評価すべき。

3. 他大学等との連携について

他大学等との連携に対する補助メニュー(執行率1割)について、申請しなかった理由は、連携自体を検討していないことが大半を占める。また、連携に向けた検討はしている私大等において、その課題を資金面とする私大等は相対的に少ない。

好事例の横展開を含む情報提供等を通じて私大等が他大学等との連携を検討するよう促すべき。さらに、マッチング支援等を通じて資金面以外の課題を克服できるよう後押しすべき。一般論として、いたずらに補助メニューの創設に頼るのではなく、課題の解決を阻害している原因や構造を見極めた上で解決手法を検討すべき。

反映の内容等

1. 定員管理について
2. 外部資金の獲得について
3. 他大学等との連携について

- 私立大学の厳しい経営環境を踏まえ、令和6年度予算案において、定員未充足の大学への配分の見直しによる財源を活用し、経営改革や連携に取り組むモデル校を重点支援(20億円)することとした。
- 経営改善につながった好事例は横展開しつつ、令和8年度からは、定員充足率や経営状況等が基準に満たない大学に「経営改革計画」の策定を求め、私学助成の適正化を図る。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(10) 各事業におけるステージゲート等の実態調査	本省	—	42,839の内数	43,318の内数	478の内数	—
事案の概要	<p>長期間にわたる研究開発事業では、成果発現の不確実性が高い等の特性があるため、ステージゲート（以下「SG」という。）等による目標設定や進捗管理、中止を含めた計画の見直しなどの評価が適切に実施されていない場合、目標達成見込みの低い研究開発が継続され、予算の効率的配分が阻害されるおそれがある。</p> <p>そのため、研究開発事業において適切なSG等の評価制度の導入を徹底し、新たな課題に対する予算の効率的・効果的な活用を行う事を通じ、研究開発事業の質の向上につなげていく観点から、平成29年度から令和3年度予算の公募型の研究開発事業におけるSG等の評価の実施状況について調査を実施した。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 研究開発評価の実施状況について

SG評価は、研究開発マネジメントにおいて有効とされる。この効果を発揮させるには、事業における競争原理を適切に働かせる必要があるが、事業により運用の差が見られることから、事業開始段階におけるSG評価の通過数等の設定等を徹底すべきである。

事前評価を厳格に行っているにもかかわらず、中間評価が進捗管理にとどまり、研究の質の向上に活用されていないおそれがある。そのため、SG評価が望ましい事業は、SG評価による評価を徹底するとともに、中間評価による評価を行う事業は、中間評価の枠組みを活用して、課題の終了・減額等を含めた計画等の見直しが徹底されるように、厳格に運用すべきである。

2. 文科省評価指針について

前回の指針改定以前から、海外の動向把握ができていないことから、次期改定に向けて、適切に調査・分析を行うべき、また、足元で研究開発を取り巻く状況が大きく変化しているにもかかわらず、その動向等を踏まえた文科省評価指針の改定が行われていないことから、改定を速やかに検討すべきである。

その際、省庁間の施策の整理等に資するよう、内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）や関係省庁の動向も踏まえたものとすべきである。

（参考）文科省評価指針：「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（最終改定 平成29年4月1日 文部科学大臣決定）」の略

反映の内容等

1. 研究開発評価の実施状況について

予算編成過程において各研究開発事業の実施概要に関する個別の検討を行った。その結果、一部事業において新たにSG評価を導入し、通過数等の設定を行うことを予定している。

研究開発事業評価を取扱う科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において研究開発課題の評価の改定について審議を行った。研究開発課題の評価に関する留意事項として、研究開発事業の効率性を評価する際、施策見直し方法の妥当性の観点にSGが含まれることを明らかにするなど、評価の改善についての検討を行い、評価の基本的な考え方を改定した。

2. 文科省評価指針について

文科省評価指針の最終改定時から研究開発評価の周辺状況は変化しており、諸外国の現在の研究開発評価を巡る状況や研究開発評価の実態と課題を把握する必要があると考えられるため、指針の改定に資するよう、令和5年度の文部科学省の委託事業において、諸外国の研究開発評価に関する実態調査を進めている。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(11) 伝統文化親子教室事業	共同	(東海財務局)	1,489	1,489	-	▲152
事案の概要	<p>伝統文化親子教室事業は、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組について支援を行うとともに、組織的・広域的に体験機会を提供し、地域偏在を解消する取組を支援することにより、子供たちの豊かな人間性の涵養を図りつつ、伝統文化等の確実な継承・発展につなげることを目的としている。(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施した。)</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 補助水準について (教室実施型)

(1) 参加者が10人未満の事業について、前回調査以降、主だった改善がされておらず、常態化しているケースも確認されているため、理由書の運用をより限定的にし、支援の対象としないことをより徹底すべき。

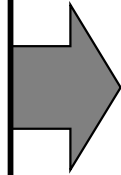
(2) 参加人数の実績が申請時より下回る事業について、理由書の提出条件を厳格化するとともに、文化庁、委託業者とともに、より徹底した審査を行い、真にやむを得ない場合を除き、確実に国費の減額を行うことで、事業者の活動実績に見合った適切な国費の拠出とすべき。

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型について、参加者数に応じた国費の上限を設けるなど、子供の参加人数に応じた国費負担となるよう事業の見直しを検討すべき。また、より多くの都道府県で「体験機会の提供・幅広い参加を促す」ため、文化庁は未申請の自治体も含めて、取組への理解を求めるとともに、自治体が財政面でより主体的な役割を果たすよう制度設計を見直すべき。

(2) 教室実施型について、文化庁は、自走化へ向けた課題の整理、複数年継続実施の効果検証を行った上で、教室実施者が国費に頼らない運用ができる体制につながるような制度設計に見直すべき。

(3) 地域展開型について、教室実施型との連携を図り、参加者を増加させるため、文化庁は自治体への周知をより徹底するとともに、教室実施型との連携事例を横展開するなど、自治体が連携に取り組みやすい仕組みづくりを検討すべき。



反映の内容等

1. 補助水準について (教室実施型)

(1) 参加者10人未満の事業について、理由書の運用を限定的に行うこととし、真にやむを得ない場合に限り、支援の対象とすることとした。
(反映額: ▲38百万円)

(2) 参加人数の実績が申請時より下回る事業について、理由書の提出条件を厳格化するとともに徹底した審査を実施し、参加人数の実績が申請時より下回る際は、真にやむを得ない場合を除き、実績人数に応じた交付上限額への減額を行うこととした。 (反映額: ▲114百万円)

2. 事業の在り方

(1) 地域展開型について、子供と保護者以外の参加者の参加費については経費対象外とすることを明確化するなど、子供の参加に対する国費負担となるよう改善を図ることとした。また、都道府県向けの会議において地域展開型の事業を実施していない自治体に対して事業の趣旨を説明し応募を促すとともに、制度設計の見直しを検討するため、必要な情報収集を行うこととした。

(2) 教室実施型について、自走化へ向けた課題の整理や、複数年継続実施の効果検証について、教室実施者へアンケート調査等を実施し、個々の教室実施者の活動状況と併せて分析を行うこととした。

(3) 地域展開型と教室実施型の連携を促進するため、地域展開型において教室実施型との連携を必須化するとともに、教室実施型との連携の好事例を収集し、ホームページ等を通じて採択自治体に横展開を行い、更なる促進を図ることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(12) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金	本省	—	(参考) 5年度補正(第1号) 45,768	—	—	—
事案の概要	新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、自治体が行う集団接種会場の運営に要する経費、医師等の確保に必要な経費などを補助するもの。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 使途、単価等について
2. 契約方法等について
3. 個別接種回数について

- 集団接種及びコールセンター業務については、足元の接種率やこれまでの実施状況等を踏まえ、適切な期間、規模等に見直しが必要である。あわせて、医師等の人件費単価についても、一般的な水準へ見直しが必要である。
また、年度の途中においても、稼働率に応じて柔軟に契約内容の変更等が行えるよう工夫する必要がある。
- コールセンター業務の委託に係る不正事案もあることから、証拠書類に基づく定期的な監査等の徹底を図る必要がある。
- 足元の接種率や高齢者等以外は努力義務・接種勧奨の対象から外れること等を踏まえれば、総接種回数は令和4年度より減少することが見込まれる。
- 来年度以降の安定的な制度下での接種への移行の可能性も見据え、個別接種への移行を更に進めつつ、ワクチン関連の支出全体の効率化を図る必要がある。

反映の内容等

1. 使途、単価等について
2. 契約方法等について
3. 個別接種回数について

- 厚生労働省において、自治体に対し補助の上限額を設定する事務連絡を发出し、集団接種から個別接種体制への移行、コールセンター業務の適正化、自治体における好事例の紹介による医師等の人件費単価の見直しや稼働率に応じた柔軟な契約内容の変更、定期的な監査等の徹底等と呼び掛けており、自治体においても見直しが行われている。
 - 令和6年1月に補助対象経費の見直しとして、集団接種会場費を原則として補助対象経費から除外する等の見直しが行われた。
 - 令和6年度におけるコロナワクチン接種については、令和5年11月22日の関係審議会において、
 - ・ 全額国費で実施している現在の特例臨時接種を今年度末で終了し、
 - ・ 令和6年度以降は、新型コロナウイルスを予防接種法上のB類疾病に位置づけ、定期接種の対象とすること、
 - ・ 重症化予防目的で、65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方に対して、毎年秋冬にその年のウイルス株に対応するワクチンを1回接種することといった内容が取りまとめられた。
- ※なお、本事業は令和6年度予算案に計上されていない。
(上記「5年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(13) 就職支援ナビゲーター等	本省	—	46,844の内数	46,224の内数	▲620の内数	—
事案の概要	<p>全国のハローワークにおいては、求職者に対し、求職活動の進め方や職業選択・職業生活設計等の相談を行うほか、全国ネットワークを活用した職業紹介を実施している。このうち、特に丁寧な支援が必要な子育て中の女性や、フリーター、生活保護受給者等に対しては、専門窓口を設置するとともに、就職支援ナビゲーター等（以下「ナビゲーター」という。）を計5,707人配置し、担当者制による個別支援を実施している。</p> <p>今般、ナビゲーターによる個別支援に係る活動状況について、分野ごと、地域ごとに調査を行う。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 分野ごとのナビゲーターの活動状況について

ナビゲーターの配置人数の適切性を検討するために、分野ごとの活動状況を詳細に把握し、分野横断的に比較できるようにすべき。

その上で、現場における活動実態と予算の配置状況を一致させることはもとより、求職者に対する支援実績やナビゲーターの活動実績が低調な分野について合理化を行うなど、分野ごとの配置人数が適正となるよう検討するべき。

2. 都道府県ごとのナビゲーターの活動状況について

都道府県間の活動状況のバラツキの要因を分析し、求職者に対する支援実績やナビゲーターの活動実績が低調な地域については、配置人数を地域間で調整するなど、地域ごとの配置人数が適正となるよう検討するべき。

反映の内容等

1. 分野ごとのナビゲーターの活動状況について

分野横断的にナビゲーターの活動状況を把握・比較できるよう、ナビゲーター等業務実態調査を実施した。

当該調査を令和5年11月22日から全都道府県労働局に実施し、その結果を基に分野ごとのナビゲーターの活動状況を分析することとしている。

2. 都道府県ごとのナビゲーターの活動状況について

ナビゲーター等業務実態調査の結果を基に地域ごとのナビゲーターの活動状況を分析することとしている。

反映状況票

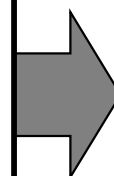
(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(14) 生活困窮者自立相談支援事業等	共同	(四国財務局)	77,661の内数	82,516の内数	4,855の内数	▲687
事案の概要	「生活困窮者自立支援法」に基づき、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画の策定（自立相談支援事業）、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練（就労準備支援事業）、家計の状況把握や利用者の家計改善の意欲を高めるための支援（家計改善支援事業）を実施し、生活困窮者の自立の促進を図るものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業の支援体制の整備状況について
2. 補助基準額の設定について

- 補助金等の配分に当たっては、人口規模を基本とした基準を改め、実績に応じた配分に重点を置くべき。その際、事業を通じた増収者数や就労者数といったアウトカム指標の活用も検討すべき。
- 特に小規模自治体における実施に当たっては、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施を基本として推進していくべき。
- また、今後、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の必須化を検討するに当たっては、需要の動向に応じた多様な運営体制を可能とすることにより、自治体に対し不要な負担を強いることのないようにすべき。



反映の内容等

1. 各事業の支援体制の整備状況について
2. 補助基準額の設定について

- 厚生労働省において、人口規模に対する標準的な支援件数に基づき基本基準額を再設定するとともに、標準的な支援件数を超える支援実績がある場合に実績に応じた加算を措置するなどの補助体系の見直しを行った。（反映額:▲687百万円）
なお、アウトカム指標の活用については、定量的な評価方法が可能かも含めて、引き続き検討することとしている。
- 厚生労働省において、複数の自治体による共同実施や都道府県を中心とした広域実施について、好事例の横展開を行うことで推進していくこととした。
- 厚生労働省は、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、全国的な実施を目指すに当たり、自治体の効果的かつ効率的な事業の実施を求めることとし、そのために必要な指針を示すことを予定している。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(15) 障害福祉サービス(共同生活援助)	本省	—	1,472,806の内数	1,565,141の内数	92,334の内数	—
事案の概要	<p>共同生活援助(以下「グループホーム」という。)の総費用額は、障害福祉サービス全体の費用の伸びを上回って増加している。その収支差率は、全サービス平均より高く、近年は営利法人が多数参加している。社会保障審議会障害者部会報告書においては、「グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参加が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。」と指摘されている。障害福祉サービスの報酬は事業者を支払われるが、必ずしも提供するサービスのコストや内容を適切に反映したものになっていないおそれがあるため、これを検証する。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. グループホームにおける家事提供の内容

事業所によって支援内容や質にバラツキが大きいことに鑑み、グループホームにおける障害者の方の特性に応じた具体的な支援の在り方や基準を示すべき。

また、障害者の方の特性に応じた支援内容や支援の質を踏まえて、報酬体系を見直すべき。

2. グループホームにおけるサービス提供時間

各事業所が任意に定める週所定労働時間によって、報酬を得るために必要なサービス提供時間が左右される実態に鑑み、サービス提供時間の実態やそのコストを適切に反映する報酬体系に見直すべき。

特例措置利用時のグループホームの報酬が、特例措置の利用時間に応じた報酬体系となっていないことから、特例措置の利用時間の実態を適切に反映する報酬体系に見直すべき。

また、同一の法人が二重に報酬を得ている例があることも踏まえ、特例措置の在り方についても検討すべき。

反映の内容等

1. グループホームにおける家事提供の内容

グループホームにおける障害者の方の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降に検討を行うことを予定している。

2. グループホームにおけるサービス提供時間

サービスの支援内容の実態や収支状況を適切に反映するため、障害支援区分ごとの基本報酬について、支援内容や収支状況を踏まえた見直しを行うつつ、サービス提供時間の実態に応じた報酬への見直しを行うことを予定している。

重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例措置の延長を検討し、その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じた見直しを行うことを予定している。

反映状況票

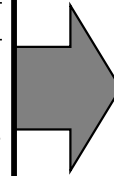
(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(16) 介護サービス事業者の経営状況等	共同	(中国財務局)	3,335,348の内数	3,398,981の内数	63,632の内数	—
事案の概要	独立行政法人福祉医療機構が管理する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に掲載されている社会福祉法人の財務諸表等のデータを活用し、主として介護サービス事業を行っている社会福祉法人について、法人単位の経営状況を分析する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 法人の経営状況分析
2. 法人経営

- 主として介護サービス事業を行っている法人では、現預金・積立金等の水準が上昇しているにもかかわらず、一部の法人において職員の給与に十分に還元されていない可能性があるため、職員給与への適切な還元を促進する仕組み作りを検討すべきである。
- 現状、保有資産を含めた分析が可能なのは社会福祉法人のみであるため、介護サービス事業を行う医療法人や営利法人等についても同様に、貸借対照表等の公表を求め、保有資産を含めた「見える化」を推進する必要がある。
- 特に現在の実態調査等は、有効回答率が5割未満であり、本部・事業所間での資金移転を含めた法人全体の収支も把握できないため、介護報酬等の議論を行う際には、上記「見える化」の取組による補完が不可欠である。
- 複数事業所の経営や事業規模の確保を推進することにより、事業者の経営状況の安定・改善を図るとともに、職員1人当たり給与の引上げにつなげることが重要であり、経営能力の向上に向けた支援や制度の改善等をはじめ、事業の協働化・大規模化に向けた取組を進めるべきである。



反映の内容等

1. 法人の経営状況分析
2. 法人経営

- 厚生労働省において、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正（令和6年4月施行）し、「介護サービス情報公表制度」を通じて介護事業所等の財務状況（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）を公表することを規定する。また、賃金に関する情報（1人当たり賃金）についても、任意での公表情報として規定する。
 - ※ 別途、厚生労働省において、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースを整備し、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を令和6年度に創設する。
- 令和6年度介護報酬改定において、厚生労働省は、介護現場の生産性向上の取組を推進するため、新しい処遇改善加算の算定要件（職場環境等要件）において、生産性向上や経営の協働化に係る項目を新たに評価する見直しを実施した。
- 今後も、社会福祉連携推進法人制度の活用促進等を通じて、事業の協働化・大規模化を推進していく。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(17) 診療報酬 (調剤報酬)	共同	(九州財務局)	11,923,799の内数	12,011,794の内数	87,996の内数	—
事案の概要	調剤基本料は、医薬品の備蓄等の体制整備に関する経費を評価したものであり、薬局経営の効率性を踏まえ、処方せんの集中率や受付回数等に応じて設定されている。一方で、調剤基本料には、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局などを評価するための「地域支援体制加算」があり、当該加算を算定するに当たり、調剤基本料1を算定する薬局に関しては要件が大幅に緩和されている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態について

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを処方せんの集中率と受付回数の側面から評価したもの。実際に、集中率の低い薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向があり、高コストと考えられる。
- 令和2年度診療報酬(調剤報酬)改定では一部の処方せん集中率が高い薬局を調剤基本料2や調剤基本料3イの対象とする見直しを行っているが、その影響は極めて限定的であり、見直しは不十分である。
処方せん集中率が高い薬局であっても処方せん集中率が低く比較的規模の小さな薬局と同様に調剤基本料1が算定されることについて、見直しを行うべきであり、処方せん集中率が高い薬局については、原則として調剤基本料1の対象から除外すべきではないか。

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 地域支援体制加算は、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価するもの。一方で調剤基本料1の薬局を対象とした地域支援体制加算1・2の要件は大幅に緩和されており、さらに緩和された要件自体も有効に機能しているとは言い難く、当該加算の制度趣旨に沿った要件になっていないのではないか。
- 調剤基本料1を算定していることによる要件の大幅緩和措置の更なる見直しを行うとともに、真に地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価する観点から、例えば、「地域連携薬局」の認定を受けていることを要件とすべきではないか。また、処方せん集中率が高い薬局は原則として対象から除外するなど、算定要件の見直しを行うべきではないか。

反映の内容等

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態について
2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 令和6年度予算に係る大臣折衝において、調剤基本料等の適正化について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進めることを合意した。

参考:令和6年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理(抄)
(令和6年1月12日、中央社会保険医療協議会)

- ・ 調剤基本料について、損益率の状況等を踏まえ、特定の医療機関からの処方箋受付が集中しており、処方箋受付回数が多い薬局等の評価を見直す。
- ・ 地域におけるかかりつけ機能に応じて薬局を適切に評価する観点から、地域支援体制加算について、要件及び評価の見直しを行う。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(18) 食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し	本省	—	505,213	472,203	▲33,011	—

事業の概要
 ウクライナ情勢等による国際価格の急騰に伴い、輸入小麦の買入価格が高騰したことを受け、令和4年10月期の政府売渡価格について、物価高騰対策として、令和4年4月期の売渡価格に据え置いた（通常の6か月間の算定ルールの場合、86,850円/tに改定されるどころ、算定期間を1年間に延長することで、同年4月期の価格（72,530円/t）に実質的に据え置き）。これに伴う売渡収入の減少分（311億円）については、予備費の使用により対応することとした（令和5年4月期については、1年間の買付価格で算定するところ、激変緩和措置として、ウクライナ情勢等による急騰の影響を受けた期間を除く、直近6か月間の買付価格を反映した水準（前期比+5.8%）まで上昇幅を抑制した。）。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響
2. 製造事業者の経営等への影響
3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

○ 輸入小麦の政府売渡価格の据え置きによる小麦関連製品の影響については、小麦粉や食パンのように、製造事業者の卸売価格及び小売段階において、製品価格が概ね横ばいとなり、価格抑制の効果があったと評価できる品目がある一方、品目によっては、価格抑制の効果が確認できないものもあった。

○ これについては、品目により製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い、あるいは、製品価格の改定のタイミングが政府売渡価格の改定と必ずしも一致しない等の理由が考えられるが、製造・卸・小売の各段階における転嫁の要因が明らかではなく、令和5年4月期の政府売渡価格の引上げ後の小売価格の動向も含め、政策効果を丁寧に検証する必要がある。

○ また、政府売渡価格の据え置きにより、製造事業者において、「製品価格改定の検討期間ができた」など経営にプラスの影響があったとの回答もある一方、「小麦以外の原材料等の製品価格への転嫁が困難となった」との回答が多数あったことから、事業者における円滑な価格転嫁に配慮することが求められる。

反映の内容等

1. 政府売渡価格の据え置きの卸売価格への影響
2. 製造事業者の経営等への影響
3. 消費者物価対策としての効果（小売価格への影響）

○ 本事業に基づく令和4年10月期の政府売渡価格の据え置きについては、本価格が製品価格に反映される令和5年1月～6月の小麦粉や食パン等の小売価格がほぼ横ばいであり、売渡価格を引き上げた令和5年4月期の価格が反映された7月以降には、小麦粉や食パン等の小売価格が上昇したことを見れば、物価高騰対策として一定の効果はあったものと評価できる。しかし、製品価格に占める原料小麦の価格の割合が低い外食品目等を中心に、小麦以外の原材料等の価格高騰の影響もあり、価格抑制の効果が判然としない品目もあった。また、総務省の家計調査によれば、二人以上世帯の年間消費支出におけるパン及び麺類への支出額の割合は、いずれも1%に満たない程度であり、消費活動への効果は限定的であった可能性がある。そのため、引き続き小売価格の動向等の分析を行うなど、政策効果の検証を行う。

○ 本事業については、物価高騰対策として一定の効果はあった一方、製造事業者からは、小麦以外の原材料等の価格は引き続き上昇していた中、売渡価格を据え置いたことにより、価格転嫁が困難になったとの声もある。また、適切な価格転嫁がなされなかったことによつて、将来的に製品価格の調整が入れば、結果として消費者にとっては負担が先送りとなっただけとなる恐れがあるなど、プラスの効果のみであったとは評価できない側面もある。

現行の輸入小麦の政府売渡価格制度は平成19年度の導入以降、6か月間の算定ルールに基づき運用されており、輸入小麦を買い受ける製粉企業等に浸透している。また、政府が原料小麦を計画的に、明確な売渡価格算定ルールに則り売り渡すことは、価格の予見可能性等の観点から、製造事業者が安定的に小麦関連製品を供給する上での経営計画上のメリットとして評価されている。

こうした実態を鑑みて、政府売渡価格については、今後も通常のルールどおりの算定を基本としていく。

※なお、令和5年度予算額及び令和6年度予算案には、食料安定供給特別会計食糧管理勘定歳入予算の（目）食糧売払代のうち、輸入小麦等に係る金額を記載している。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(19) 農業農村整備事業 (汎用化の効果)	本省	—	63,319の内数	67,795の内数	4,476の内数	—
事案の概要	本事業は、水田や畑地の基盤整備 (区画整理、排水改良、汎用化、畑地化等) の取組を支援する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業内容別の実施割合や事業実施後の作付動向

2. 水田の汎用化の実態や畑地化との比較

- ・ 事業の採択に当たっては、事業における水稲等の作付計画が食料・農業・農村基本計画における生産量・作付面積の目標と整合的であることを前提とすべき。
- ・ 農地集積率の達成要件 (現状5割) についても、食料・農業・農村基本計画の目標と整合的に少なくとも8割まで引き上げるべき。
- ・ 本事業の実施後は定期的なフォローアップを必須とし、事業計画どおりに作付が実施されない地区に対しては、現場での助言・指導を強化すべき。それでも改善が見られない場合には、当該地区 (土地改良区等) の次期更新事業など補助事業の採択を留保することや、当該地区における飼料用米等の転作助成ほか営農支援事業の補助対象を見直すことなどを行うべき。
- ・ 水稲を主とする基盤整備は合理的な範囲に限定し、水田の畑地化等を推進すべき。

反映の内容等

1. 事業内容別の実施割合や事業実施後の作付動向

2. 水田の汎用化の実態や畑地化との比較

- ・ 採択前の審査時に、地区の営農計画と基本計画との整合性等を確認する仕組みを導入し、生産努力目標の達成に資する事業内容となるよう指導・助言する。
- ・ 事業要件を横断的に点検し、水田及び畑 (麦・大豆等を作付けする畑) の集積要件について、8割に引き上げるよう統一的に見直す。
- ・ 水稲単作に適した田の地形的条件等を指針として整理した上で、事業計画の策定段階で、水稲単作田や汎用田が合理的に計画されるよう指導・助言を行う。
- ・ 水稲単作田における暗渠排水事業については、担い手への集積・集約に当たり排水改良が不可欠の場合等、合理的な理由がある場合に限定する。
- ・ 事業完了後、事業実施主体から農林水産省へ地区内の水田作付状況を報告することとする。報告の内容が事業計画と乖離している場合は、畑作物の導入等について指導・助言を行い、それでもなお改善されない地区については、更新事業の新規採択を留保する。
- ・ 飼料用米等の転作助成ほか営農支援事業の補助対象の見直しについては、フォローアップの状況を把握した上で必要な対応を検討する。

※上記については、令和6年度計画着手又は令和9年度着工地区 (令和5年度以前に計画着手した地区を除く。) から実施する。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省 国土交通省	(20) 戦略的・機動的な海岸事業の推進	本省	—	40,297の内数	40,297の内数	—	—
事業の概要	海岸事業のうち、国の直轄事業については、令和4年度現在において23件の事業を実施しているが、このうち、昭和30・40年代から超長期にわたり継続している事業等の存在によって「予算の使途の硬直化」や「国の技術力を一部の地域で独占」しているおそれがあることから、過去の反省も踏まえ、事業効果の早期発現に向けて戦略的・機動的な海岸事業を推進する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 砂浜の価値や保全効果の「見える化」

砂浜の価値や保全効果を適切に評価できるよう「見える化」を進める必要があるため、まずは、令和4年度において砂浜の養浜を実施した事業について、令和5年度中に管理水準（目標浜幅）の設定を公表することとし、戦略的で機動的な海岸侵食対策を着実に推進するべき。

特に、直轄事業実施中の箇所においては、「予測を重視した順応的砂浜管理」が可能な砂浜を対象に、海岸管理者への移管を順次進めるとともに、事業効果の早期発現に努めるべき。

2. 土砂収支不均衡の改善

海岸侵食対策は、「協働」を基本とすることとし、事前に土砂搬入のルールを定める等、効果的・効率的な取組事例を令和5年度中に横展開し、戦略的に土砂収支の不均衡の改善を図るべき。

3. 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

計画の設計に当たり不確定要因がある場合は、必要な事業期間や事業費を、技術的に想定可能な範囲で幅を持ったものとして算出し、国民へ示すことにより、事業の適切な執行管理や国民へのアカウンタビリティを果たすべき。

国の直轄事業を行う職員の業務は多岐にわたり、効率的で効果的なマネジメントの取組が必要となることから、民間のノウハウを活用した事業促進PPP等の先行事例を令和5年度中に横展開し、事業の促進を図るべき。

反映の内容等

1. 砂浜の価値や保全効果の「見える化」

砂浜の価値や保全効果の「見える化」を進めるため、令和4年度以降に養浜を実施した海岸を対象に、管理水準（目標浜幅）を公表するとともに、「防護すべき背後地及び砂浜の重要度」や「砂浜侵食の程度」等を指標とした統一的なランク分け等が行えるよう、評価マニュアルを令和5年度中に整備の上、戦略的な侵食対策事業を推進することとしている。

特に、直轄事業として実施している海岸については、ランク分けを令和5年度中に実施し、海岸管理者への早期移管及び砂浜の海岸保全施設への指定を順次進める。

2. 土砂収支不均衡の改善

3. 効率的で効果的なマネジメントによる事業促進

令和5年度中に地方整備局等宛事務連絡を发出して、流域治水協議会等の場を活用し、様々な事業における土砂の発生見込みや土砂受入活用方針等を共有・協働し、流域内で発生した土砂をより積極的に海岸に還元するなど、流域における総合的な土砂管理を推進するとともに、土砂収支の改善に資するよう「土砂受入活用事例集」を令和5年度中に作成の上、効率的かつ効果的な事業執行を推進することとしている。

また、直轄事業の適切な執行管理や国民へのアカウンタビリティを果たすため、設計変更などの不確定要因を含んだ総事業費の設定に向けた手法について調査・検討を進めるとともに、効率的・効果的なマネジメントの取組が進むよう、官民双方の技術者が有する多様な知識や豊富な経験を融合した事業促進策や他事業における先行事例をとりまとめるなどして、海岸管理者等へ周知徹底を図る。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(21) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等	共同	(東海財務局)	2,950	2,950	-	-
事案の概要	広域浜プラン等に基づく所得向上の取組に必要な漁船(中古又は新船)をリース事業者(漁業団体)が取得し、資源管理又は漁場改善(以下「資源管理」という。)を行う中核的漁業者にリースする取組を支援(リース漁船の取得費等を助成)する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 漁船の取得価格

水産庁は、効率的に全国規模で中古船のマッチングが可能となるよう、中古船に係る情報集約・提供体制を構築するなど、中古船照会作業の効率化を図りつつ、個別案件ごとの事業費の適正化を図るべき。

なお、上記の仕組みが整うまでの間、中古船のマッチングの好事例も参考に、照会範囲や照会期間等を明確化することも必要である。

また、中古船を優先的に採択した上で、残りの配分枠の範囲内で新船導入を採択する仕組みや、新船の補助率の水準も含め検討すべき。

2. 遊漁船への転用状況

水産庁は、導入漁船の目的外使用を防ぐため、事前承認の徹底とともに遊漁船収入を毎年報告させるべき。その上で、例えば、遊漁船収入等が事業開始時の目標漁労収入を継続的に超えているなど悪質と認められるものについては補助金の返還を求めるべき。

3. 資源管理の取組状況

水産庁は、資源管理の着実な推進のため、

- ・事業計画記載の資源管理の取組について、毎年その実績を報告させるとともに、科学的な根拠に基づいた地域の資源管理の取組を要件化することも検討すべき。

- ・資源管理を行っていない事業者に対しては、基金管理団体等による指導、助言を強化し、それでもなお、改善が認められない場合には、補助金の返還などを求めていくべき。

なお、事業計画において、事業目標(漁労所得の10%向上)に向けた取組を具体的かつ定量的に記載することも必要である。

反映の内容等

1. 漁船の取得価格

水産庁は、令和5年度内に中古船に係るデータベースを整備するよう、当該補助金における基金管理団体である特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「水漁機構」という。)に指示した。

水漁機構は、令和6年度から当該データベースを活用した中古船のマッチング活動を実施できる環境を整備する予定である。

また、令和6年度以降の中古船の利用状況を踏まえ、中古船の優先採択について検討する。

2. 遊漁船への転用状況

水産庁は、導入漁船を事業目的以外に使用する場合には事前に承認が必要であることについて、水漁機構を通じて、リース事業者及び漁船の借受者(以下単に「借受者」という。)に対して周知を行った。

また、令和5年度から、毎年借受者に義務付けている事業実施報告において、税務申告に基づいた遊漁船収入の報告も求めることとした。

さらに、令和5年度から、遊漁船収入等が目標漁労収入を継続的に超えているなど悪質と認められる場合には補助金の返還を求めることを借受者に対して周知することとした。

3. 資源管理の取組状況

水産庁は、借受者に対して科学的根拠に基づき策定された資源管理協定への参加を要件とするともに取組実績の報告を義務付けることとした。

また、資源管理の取組を適切に実施していない借受者に対しては、水漁機構による指導・助言を強化することとした。

なお、事業計画において、事業目標の達成に向けた取組を具体的かつ定量的に記載するよう指導を強化することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(22) コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業	共同	(関東財務局)	— (参考) 3年度補正(第1号) 55,653の内数	—	—	—
事業の概要	本事業のうち、「withコロナ時代のライブ・エンタテインメント事業の支援(J-LOD(3)収益基盤強化枠)」では、事業者の収益基盤の強化やビジネスモデルの転換を促すことを目的として、収益が落ち込んだライブ・エンタテインメント事業者に対する支援を実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業者支援の必要性

補助に当たっては、真に支援を必要とする者への支援に重点化するように、事業者の収益状況等を踏まえた補助要件や補助率等を設定すべき。

2. 収益基盤強化の効果

これまで実施していなかった取組(デジタル技術の活用など)を行うことにより、多くの事業者において補助金収入によらずとも黒字化することができたことを踏まえ、今後はこうした好事例の横展開により、ライブ・エンタテインメント市場の成長を促すべき。

その上で、今後は採算性に見通しが立ちづらいものの先進性のある取組(例えばWeb3.0技術の活用など)への支援に重点化すべき。

反映の内容等

1. 事業者支援の必要性

経済産業省において、今後類似事業を実施する場合には、適切な補助要件及び補助率等を設定することとしている。

2. 収益基盤強化の効果

経済産業省において、好事例の横展開等による、ライブ・エンタテインメント市場の成長を促すよう取り組むこととしている。具体的には、令和4年度補正予算において補助した類似事業を、活用事例として、令和6年度4月頃に事務局(特定非営利活動法人映像産業振興機構)のHPにて公表する予定としている。

また、調査結果を踏まえ、特に先進性のある取組についての支援も行うこととしていく。具体的には、令和5年度補正予算においては、「ファンとの関係を深めるツールの創出等の支援による、デジタル化の好事例創出」や、「AIやNFT(非代替性トークン)等を活用したコンテンツの販売チャンネルの多様化等の支援による、収益高度化のための好事例創出」等に取り組んでいるところである。

※なお、本事業は、令和6年度予算案に計上されていない。
(上記「5年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(23) 都市構造再編集中支援事業	本省	—	70,000	70,068	68	—
事業の概要	<p>本事業は、都市のコンパクト化を図るために市町村が作成する「立地適正化計画」に基づいて、自治体等が行う公共施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組に対して補助を行うことにより、持続可能で強靱な都市構造へ再編することを目的とするものである。制度開始からおよそ10年が経過する中で、計画の質を更に向上させていくことに取り組むべき段階にあると考えられることから、これまでの取組とその成果について、検証を行う。また、現時点で立地適正化計画の作成に取り組めていない自治体も引き続き一定程度残っていることから、その要因についても検証を行い、取組の加速化を図る。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画未作成の自治体に作成を促すため、手続きの簡素化や既存計画を基にした効率的な作成方法等を検討すべき。
また、既存業務全般について効率化の余地がないかを合わせて検討を行うべき。

2. 立地適正化計画における目標設定について

公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を立地適正化計画の必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて、住民への費用負担の見える化を推進するとともに、まちづくりやインフラ整備について納税者の目線をより取り入れることができるように検討すべき。

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

自治体として真に人口密度の維持を図るべき区域に限定して誘導区域を設定することが重要であり、区域の設定状況と合わせて、誘導施策が結果に結びついているかを継続的に検証する仕組みを検討すべき。その上で、誘導方針と逆行した状況が改善されない場合には、補助金の対象外とする等の措置を検討すべき。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

事前復興まちづくりを推進するため、立地適正化計画の中に事前復興の概念を位置付ける等、既存計画も活用しながら自治体に取組を促す方策を検討すべき。

反映の内容等

1. 立地適正化計画の作成状況について

自治体における立地適正化計画の作成や見直しを促進するため、人口や都市機能などに関する全国の標準的なデータセットを国で整備する。

2. 立地適正化計画における目標設定について

自治体が立地適正化計画の作成や見直しに係る支援を受ける場合、立地適正化計画に財政状況等に関する目標値を記載することを要件とする。

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

誘導区域の設定状況や誘導施策の効果について、自治体による的確な評価と必要に応じた計画変更や改善方策の導入を推進するために、国土交通省において学識経験者等を交えた検討会を立ち上げ、継続的に検証していく仕組みを検討する。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

事前復興まちづくり計画は立地適正化計画の内容と整合を図ることがガイドラインに明記されており、当該ガイドラインを積極的に周知することで事前復興と立地適正化計画との連携を促進する。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(24) 河川の掘削土砂の有効活用	本省	—	283,707の内数	287,779の内数	4,072の内数	—
事案の概要	河川整備実施に当たり発生する掘削土砂の活用について調査した。(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

河川の掘削土砂の処分、活用について

- 河道掘削により発生した土砂を有効活用し、効率的に処理することは重要であるが、現状、中長期的な土砂の需要を把握して土砂の処分方法を選定しているとは言えず、必ずしも効率的な処分となっていない可能性があるのではないか。
- 掘削土砂の運搬に当たっては、他の公共事業へ直接運搬するか、ストックヤードを活用するか、トータルコストで比較する必要があるため、各主体における事業の見通しやヤード用地の取得方法、地域ニーズへの対応を含めた中長期的な土砂の需要と供給の総合的な把握が必要となる。
- そのためには、現在のシステムを活用したマッチングに加え、河川の掘削土砂に関して、自治体や民間事業者等の今後の事業予定や地域におけるニーズなど、中長期的な事業展開を流域治水協議会等を通じて共有し、チェックシート等によるトータルコストの比較検討をするなど、個別事業を超えたトータルコストの最適化がなされるよう、効率的に事業を実施する仕組みを構築すべき。

反映の内容等

河川の掘削土砂の処分、活用について

- 中長期的な土砂の需要を把握して土砂の処分方法を選定できるよう、国土交通省は各地方整備局等が閲覧できるイントラネットに、土砂の処分方法等に係るコスト縮減の好事例集を掲載した。
- 掘削土砂の運搬に当たっては、トータルコストで比較する必要があることを踏まえ、国土交通省は、事業の実施の検討に当たって、工事実施地域の周辺を含めた、中長期的な土砂需要と供給の総合的な把握に努めることとしており、その取組をより一層進めていく。
- 具体的には、自治体や民間事業者等の今後の事業予定や地域におけるニーズなど、中長期的な事業展開を流域治水協議会等を通じて共有し、個別事業を超えたトータルコストの最適化がなされるような仕組みの構築を検討しており、取組を開始しているところである。
 - (具体的な取組事例)
 - 掘削土受入地を一般公募することにより処分費を抑制。
 - 掘削箇所の近郊の水防備蓄拠点整備等に掘削土砂を活用。
 - 建設副産物協議会において、建設発生土の保管場所等の利用形態や所在地等を整理した一覧表や、有効事例を活用するよう周知。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省ほか	(25) 道路事業等	共同	(東北財務局)	3,498,751の内数	3,495,405の内数	▲3,346の内数	—
事業の概要	道路の整備に関しては、直轄事業、補助事業に加え、地方の要望に応じて道路整備に充てられる社会資本総合整備事業に国費を支出している。(以下、道路整備に係る直轄事業、補助事業を合わせて「道路事業」、これに道路整備に係る社会資本総合整備事業(交付金事業)を加えて「道路事業等」という。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 整備完了後の交通量の分析

- 交通量については、便益を算出するための基幹的なデータであり、新規事業採択時の事業評価に際しては、周辺の道路整備の見通し、人口動態等、交通量に及ぼす影響やリスクを十分に加味し、現実的で精度の高い評価を行うべき。
- 事後評価以降においても、交通量に想定を超える変化がある場合は、その要因分析を行うべき。実績交通量との乖離の要因については、更に詳細な調査を行い把握していくことが考えられる。
- その上で、蓄積した知見を以後の道路整備に反映させ、より効率的・効果的な整備を行っていくべき。

2. 国土強靱化5か年加速化対策に係る道路事業等の実施状況

- 5か年加速化対策に即し、また事業効果の高い事業が確実に行われるよう、自治体への自由度の高い交付金であっても、施策への該当性をしっかりと確認する仕組みを構築し、効果的・効率的に予算執行していくべきである。
- 災害時にも機能する道路ネットワークの確保について、事業実施主体において、できる限り定量的な効果を示し、客観的基準に基づき事業を評価選定する仕組みを構築すべき。

(参考) 5か年加速化対策:「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」

反映の内容等

1. 整備完了後の交通量の分析

- 交通量の推計は、現在、GDPと人口について推計時における最新の将来推計結果を基に実施しており、その交通量に及ぼす影響は、適宜見直しを実施することで、精度向上を図っているところである。
- 事後評価においては、令和4年度から計画時の交通量と実績の交通量との間に乖離がある場合には、その要因分析を行うこととしており、その結果等も踏まえ、今後の追加的な事後評価の必要性や改善措置の必要性、同種事業の計画・調査のあり方など事業評価手法の見直しを検討する。

2. 国土強靱化5か年加速化対策に係る道路事業等の実施状況

- 自治体の自由度が高い交付金であっても、5か年加速化対策への該当性の確認を徹底するよう自治体に改めて周知するとともに、国土交通省においても、施策への該当性の確認を行う。
- 災害時にも機能する道路ネットワークの確保について、迂回時間の短縮等、できる限り定量的に効果を示すとともに、災害時の代替路形成や災害による孤立化の解消等、定性的な効果も含めた多様な観点からの評価の充実に努める。また、これらの評価事例を蓄積し、災害時にも機能する道路ネットワークの適切な評価の仕組みの構築について、検討を進める。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(26) 特定離島港湾施設等の維持管理	本省	—	740	712	▲28	▲35
事案の概要	<p>「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(平成22年法律第41号)及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(平成22年7月13日閣議決定)に基づき、海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施している。</p> <p>本予算は、南鳥島における特定離島港湾施設や港湾周辺の水域等の維持管理のための経費である。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 南鳥島における特定離島港湾施設等の維持管理に係る実態調査等について
2. 離島港湾における施設等の維持管理に係る実態調査について

南鳥島における特定離島港湾施設等については、その地理的状況から事業者による点検・工事等を頻繁に行うことが困難である中、数少ない事業者の渡島の機会を最大限活かすため事前の詳細な実態把握が不可欠であるところ、現状においては、常駐職員が施設を巡回し目視で確認する手法にとどまっており、改善が必要と認められる。

そのため、他の離島港湾での実例も踏まえ、新たな技術を活用するなどして、常駐職員による日常点検の精度の向上を図るべき。特に、水中ドローンについては、目視で確認困難な水中部について潜水士を渡島させることなく点検を可能とするものであり、優先順位が高いと考えられるが、国土交通省としても、導入効果やコストを検証し、より効果的な方法を検討すべき。

反映の内容等

1. 南鳥島における特定離島港湾施設等の維持管理に係る実態調査等について
2. 離島港湾における施設等の維持管理に係る実態調査について

衛星画像や空中ドローン・水中ドローンなどの新技術を活用した以下の2つの維持管理手法を導入することとした。

■衛星画像を活用した地形変動等の把握

令和5年度において、特定離島港湾施設等の地形や水深の変動を把握するため、衛星画像データを用いた維持管理手法の導入について検証を実施したところ、有用性が確認されたため、当該維持管理手法を導入することとした。その結果、職員による衛星画像データのデータ解析による地形変動等の把握が可能となったことから、令和6年度予算案について、地形変動等の有無を把握するための潜水士による測量に係る予算を措置しないこととした。(反映額:▲35百万円)

■空中ドローン、水中ドローンを活用した施設の点検

令和5年度において、特定離島港湾施設等の点検のため、空中ドローン及び水中ドローンによる映像を用いた維持管理手法の導入について検証を実施したところ、有用性が確認されたため、当該維持管理手法を導入することとした。その結果、これまでは水中部など目視では確認が困難であった箇所についても日常点検において確認することが可能となり、日常点検の精度の向上が図られた。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(27) 戦略的なプロモーションの実施 (JNTO運営費交付金を含む)	共同	(近畿財務局)	12,356	12,542	186	—
事案の概要	「観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)」を含め、これまで各種政府方針において、インバウンド促進は、コロナ禍からの回復や少子高齢化等に直面する我が国において、観光産業を通じた経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であり、戦略的な訪日プロモーションの実施は、その為の主要な施策の一つとして位置付けられている。世界の主要な国々が政府観光局を有して、熾烈な外客誘致競争を展開している中、我が国も日本政府観光局(正式名称は独立行政法人国際観光振興機構。以下「JNTO」という。)が中核的な役割を果たして、運営費交付金等を活用しつつ、訪日プロモーションに取り組んでいる。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. JNTOの活用実態調査

事業者等が各プロモーション支援事業において、JNTOのリソースを活用できるものは活用していくよう促していくことが、重複排除や事業リソースの効率的な活用のために重要と考えられる。

具体的には、

- ・ 広域周遊促進事業におけるプロモーション事業費等の割合制限など、個別の制度設計においてJNTOのリソース活用のインセンティブが働くようにすることや、
- ・ 関係省庁間で、支援制度を設計する際に重複がないよう、要求前に意見交換を実施、などの仕組みを検討・導入すべき。

2. JNTOとの連携効果の把握に関する実態調査

観光庁、関係省庁、及び事業者等が訪日プロモーション戦略として、より効果の高いプロモーションへの重点化等を検討するため、JNTOは、平均的なSNSのエンゲージメント数やHPの閲覧数、旅行博や商談会の参加者数など、JNTOが把握しているプロモーションの効果に関する情報を分かりやすくまとめて、HPで公表するなどの形で、フィードバックしたり、事業者等がプロモーションの効果把握のためのノウハウ集などの材料を提供すべき。

また、観光庁及び関係省庁は、訪日プロモーション支援を含む予算制度を検討する際に、事業者や自治体等が、それらの情報・ノウハウ集を活用し、より効果の高いプロモーションへのリソース配分の修正に取り組むような、仕組みの検討などを行うべき。

反映の内容等

1. JNTOの活用実態調査

観光庁等によるプロモーション支援事業において、JNTOのリソースを最大限活用することを促していくため、観光庁が支援したインバウンド向けコンテンツについて、JNTOに集約した上で、市場特性なども踏まえてプロモーション効果の高い事業を選定し、JNTOのリソースを通じてプロモーションを行う仕組みを構築した。

また、関係省庁間でプロモーション支援の重複がないよう、要求前に関係省庁間での意見交換を実施した。

2. JNTOとの連携効果の把握に関する実態調査

JNTOが把握しているプロモーションのエンゲージメント数の多かった発信事例やデジタルマーケティングの効果に関する情報を分かりやすくまとめた「プロモーション効果分析のポイント」について、事業者等へフィードバックするため、令和5年度末までにJNTOのウェブサイトに掲載されているノウハウ集に追加、公表することとしている。

また、事業者や自治体等がより効果の高いプロモーションへのリソース配分の修正に取り組めるように、JNTOのウェブサイトに掲載している地域の観光コンテンツに関する閲覧分析結果等について、自治体等向けの説明会を実施し、フィードバックする仕組みとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	(28) 海岸漂着物等地域対策推進事業	本省	—	170	170	—	—
事案の概要	地方公共団体が実施する海岸漂着物、漂流物・海底堆積物（以下「海岸漂着物等」という。）の回収・処理、発生抑制対策等に関する事業を支援する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

- 全国の回収・処理単価を比較すると、一定程度、地理等の特殊事情を考慮したとしても、合理的な説明がつかない単価の差が生じており、事業費が、回収・処理量に応じて適切に配分されていないのではないか。
- 本事業の実施に当たっては、環境省において、
 - ①単価の上限の導入や、数量・作業場所等に応じた標準価格の設定等を検討した上で、
 - ②都道府県における事業費の積算時において、回収・処理量の考慮を必須とするよう取扱いを見直し、
 - ③併せて、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積を行うよう促すこと
 によって、事業費を効率化しつつ、海岸漂着物等の回収・処理量が多い地方公共団体へより重点を置いた配分がなされるよう見直しを行うべき。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

- 漂着ごみの内訳や発生原因を踏まえると、地方公共団体による啓発事業がその発生抑制に大きな効果を持つとは考えづらい。
- 本事業については、その在り方を抜本的に見直し、海外における発生原因への直接的な働きかけや、国内漁業関係者との調整など、発生源へ直接アプローチする取組を環境省が主導していくべき。

反映の内容等

1. 海岸漂着物等の回収・処理事業の配分の適正性・執行の効率性について

海岸漂着物等の回収・処理単価については、漂着物の性状、漂着地の状況、回収・処理の方法等により差が生じていると考えられることから、令和5年度中に事業主体の地方公共団体へヒアリング調査を実施し、複数の標準的な回収・処理方法（以下「標準手法」という。）として整理する。その上で、令和6年度から標準手法ごとの費用等について実態調査を行い、標準価格の設定等の検討を進める。

都道府県は、環境省への要望段階において目標回収量や標準手法ごとに回収量を設定するなど、回収・処理量を考慮するよう取扱いを見直す。併せて、都道府県に対して、契約事業者の選定に当たっては、競争入札や、随意契約による場合も複数者見積りを行うよう促す通知を行う。

以上により、現地の緊急性や重要性に加え、効率的で効果的な事業計画に対して重点を置いた事業費の配分となるよう見直しを行う。

2. 海岸漂着物等発生抑制対策事業の在り方について

海岸漂着物等発生抑制対策事業として行う普及啓発活動については、実施要領等において、発生抑制対策の効果が見えるよう定量的な効果検証を行うことを規定することにより適正化を図る。

環境省において、国内の主要な発生源を項目化する調査を行い、地方公共団体に対して地域の主要な発生源とみられるところへ直接アプローチする対策を講じるよう求めていくこととした。

また、環境省において、外国由来と見られる発生源については、現地における事実関係を根拠として、二国間・多国間の枠組みを活用して引き続き削減を求めていく。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(29) 医薬品の調達方法等	本省	—	10,713	11,479	766	—
事案の概要	防衛省・自衛隊では、部内医療機関として自衛隊病院、防衛医科大学校病院及び医務室（以下「医務室等」という。）を設置し、部内診療を行うため様々な医薬品（医療用資材を含む。）を調達している。このうち、陸上自衛隊では、補給統制本部及び各地の補給処（5か所）で需給統制品を定め、一括して調達・補給等を行い、需給統制品以外は、医務室等において個別に調達を行っている。また、陸上自衛隊以外の海上自衛隊及び航空自衛隊では、原則として基地内の医務室等において個別に調達を行っている。（本調査は、平成26年度及び平成28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 医薬品の調達業務について

- 陸上自衛隊の需給統制の医薬品については、スケールメリットを活かした価格交渉などを行い、海上自衛隊、航空自衛隊等と同等の購入単価に縮減すべきである。

2. 医薬品の在庫管理について

- 医薬品の在庫管理においては、外部委託の検討も含め、業務の効率化やDXを踏まえたワークフローの見直しを行うべきである。
- また、病院の運営に限らず、防衛省・自衛隊における縦割りを排除し、横の連携、業務運営に関する情報共有等により、業務の見直しや業務コストの縮減等について検討すべきである。

反映の内容等

1. 医薬品の調達業務について

- 防衛省・自衛隊における医薬品の調達について、各自衛隊等の調達価格情報を共有するスキームを構築するとともに、陸上自衛隊の需給統制品について見積書徴取の際、当該調達価格情報を活用した価格の精査又は価格の交渉を行うこととした。
このような購入単価の縮減に向けた取組を引き続き推進する。

2. 医薬品の在庫管理について

- 医薬品の在庫管理においては、防衛医科大学校病院が実施している外部委託の状況を聴取するとともに、業務の効率化やDXを踏まえたワークフローの見直しを検討している。
- また、防衛力整備計画に基づく「各自衛隊で共通する衛生機能等を一元化して統合衛生運用を推進」することの一環として、医薬品の在庫管理について、防衛省・自衛隊における縦割りを排除し、横の連携、業務運営に関する情報共有等を推進し、これにより、業務の効率化や業務コストの縮減等を図ることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(30) 民間船舶の運航・管理事業	本省	—	2,742	2,879	138	— (※)
事案の概要	有事等には自衛隊艦船の輸送力だけでは不足する事態も想定されることから、民間海上輸送力を活用し大規模な人員・装備品等の輸送を行うため、民間事業者による民間船舶（以下「PFI船舶」という。）の調達・維持管理・運航等を一元的に行う事業。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. PFI船舶の平素の稼働状況
2. PFI基本方針との関係性

PFI船舶は、維持整備や船員確保の面でコスト優位性はある一方、自衛隊による利用及び民間収益事業による利用率が両船舶とも1割以下の状況にある。したがって、財政資金の効率的利用に向けて、平素においても活用できる用途があれば、積極的に活用すべき。

現在の「防衛力整備計画」ではPFI船舶の確保が掲げられているが、確保に際しては、必ずしもPFI手法の導入ありきではなく、例えば、中古船舶の供給状況等も踏まえつつ、中古船舶を買い上げた場合との経費効率の比較や、PFI方式とする場合でも契約内容の見直しも含め、有効活用の方策を検討すべき。

3. 運用パターン別取組状況

(現行船舶)
自衛隊訓練や米軍輸送の需要を取り込み、PFI船舶を積極的に活用すべき。

特に自衛隊訓練については、護衛艦用とPFI船舶用の燃料の調達バランスを再考し、PFI船舶をより自衛隊訓練で活用できるようにすべき。

(防衛力整備計画での確保予定船舶)

現在の「防衛力整備計画」では、PFI船舶の確保が掲げられているが、確保に際しては、有事における利用に加え、

- ①自衛隊訓練での利用
- ②民間収益事業（例：定期航路による貨物運搬、自治体訓練での利用）

を柱とした有効活用に向けた方策の検討や中古船舶を買い上げた場合との経費効率の比較を前提とすべき。

反映の内容等

1. PFI船舶の平素の稼働状況
2. PFI基本方針との関係性

○ 次期PFI船舶の確保にあたり、防衛省が船舶を調達（中古船舶2隻を購入して運用する場合を想定）し自衛官が運航する従来方式と、PFI方式のライフサイクルコストを比較した。その結果、PFI方式は約1割の費用削減が見込まれることから、次期契約においても引き続きPFI方式を採用することとした。

○ 次期PFI船舶においては、本予算執行調査の指摘を踏まえ、中古船舶2隻の更なる価格低減を図るため、事業スキームの効率化について検討を行った。現行事業では8社の企業連合体による事業となっているところ、単独企業での事業実施の可能性を検討し、可能との結論を得たため、これを反映することにより、約20億円の経費の合理化を見込んでいる。

(※令和6年度までは現行事業を契約済みであるため、令和7年度以降の次期事業において、予算縮減効果を発現させる見込みである。)

3. 運用パターン別取組状況

○ 次期PFI船舶については、南西地域への新たな部隊展開訓練での活動を予定している。また、自治体から国民保護訓練での使用について問合せがあり、防衛省においてこれらの訓練も含め検討を行い、PFI船舶の有効活用を図っていく。

○ なお、次期PFI船舶においては、現行のPFI船舶より安価な燃料への油種変更及び燃費向上により、活動に必要な燃料費を約3割削減することが見込まれる。

令和5年度予算執行調査の6年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォローアップ調査 (注1)	調 査 主 体 (注2)	取りまとめ財務局	特別会計 (注3)	反映額
1	内 閣 府	特定地域づくり事業推進交付金		共 同	関 東		—
2	内 閣 府	人道救援物資備蓄経費		本 省			—
3	内 閣 府	警察情報通信基盤整備事業		本 省			—
4	デジタル庁	補助金申請システム等の内製化の効果分析を通じた政府情報システムの最適化		本 省			—
5	総 務 省	デジタル活用支援推進事業		共 同	関 東		—
6	外 務 省	在外公館の運営		本 省			▲ 11
7	外 務 省	広報文化センター及び国際交流基金海外事務所		本 省			—
8	財 務 省	確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費		本 省			▲ 27
9	文 部 科 学 省	少子化社会を支える私立大学の支援の在り方（私学助成）		本 省			—
10	文 部 科 学 省	各事業におけるステージゲート等の実態調査		本 省			—
11	文 部 科 学 省	伝統文化親子教室事業	令和元年度	共 同	東 海		▲ 152
12	厚生労働省	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金		本 省			—
13	厚生労働省	就職支援ナビゲーター等		本 省		※ 1	—
14	厚生労働省	生活困窮者自立相談支援事業等		共 同	四 国		▲ 687
15	厚生労働省	障害福祉サービス（共同生活援助）		本 省			—
16	厚生労働省	介護サービス事業者の経営状況等		共 同	中 国		—
17	厚生労働省	診療報酬（調剤報酬）		共 同	九 州		—
18	農 林 水 産 省	食料安定供給特別会計食糧管理勘定における穀物の買入れ及び売渡し		本 省		※ 2	—
19	農 林 水 産 省	農業農村整備事業（汎用化の効果）		本 省			—
20	農 林 水 産 省 国 土 交 通 省	戦略的・機動的な海岸事業の推進		本 省			—
21	農 林 水 産 省	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業等		共 同	東 海		—
22	経 済 産 業 省	コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業		共 同	関 東		—
23	国 土 交 通 省	都市構造再編集中支援事業		本 省			—
24	国 土 交 通 省	河川の掘削土砂の有効活用	令和元年度	本 省			—
25	国 土 交 通 省	道路事業等		共 同	東 北		—
26	国 土 交 通 省	特定離島港湾施設等の維持管理		本 省			▲ 35
27	国 土 交 通 省	戦略的なプロモーションの実施（JNTO運営費交付金を含む）		共 同	近 畿		—
28	環 境 省	海岸漂着物等地域対策推進事業		本 省			—
29	防 衛 省	医薬品の調達方法等	平成26年度 平成28年度	本 省			—
30	防 衛 省	民間船舶の運航・管理事業		本 省			—
合 計							▲ 911

(注1) 「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2) 「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(注3) ※1は一般会計のほか「労働保険特別会計」、※2は「食料安定供給特別会計」である。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注5) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】 過年度に実施した予算執行調査の6年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	調 査 年 度	反 映 額
1	内 閣 府	アイヌ政策推進交付金	令和4年度	▲ 3
2	法 務 省	刑事施設等の施設整備	令和4年度	▲ 36
3	財 務 省	多重債務者相談窓口経費	令和4年度	▲ 9
4	文 部 科 学 省	日本留学海外拠点連携推進事業	令和4年度	▲ 71
5	厚 生 労 働 省	保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	令和4年度	▲ 5,000
6	農 林 水 産 省	環境負荷軽減型酪農経営支援	令和4年度	▲ 301
7	農 林 水 産 省	農地利用最適化関連事業	令和4年度	▲ 540
8	経 済 産 業 省	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	令和4年度	▲ 229
9	国 土 交 通 省	河川敷地の民間活用	令和4年度	▲ 4
10	防 衛 省	情報システムの経費	令和4年度	▲ 236
11	農 林 水 産 省	備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)の管理・販売コスト	令和3年度	▲ 38
12	内 閣 府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	令和2年度	▲ 1
13	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	令和元年度	▲ 893
14	財 務 省	輸出入貨物分析機器整備経費	令和元年度	▲ 4
15	各 府 省	データ入力業務の請負等に係る経費	令和4年度	▲ 3
16	各 府 省	再生可能な資源ごみの処理に係る経費	令和4年度	▲ 0
合 計				▲ 7,367

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注2) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。